

児童手当の 請求もれはありませんか

◆児童手当を受給できる人

3歳未満の児童を養育している方で、前年(1月から5月まで)については前々年の収入が一定の額未満の場合に支給されます。

なお、平成4年1月からの制度改正により、支給の対象となる児童の年齢については、(表1)のような経過措置があります。

◆児童手当の額

○第1子及び第2子

月額 5,000円

○第3子以降

1人につき

月額 10,000円

◆特例給付

児童手当の所得要件に該当しないため児童手当を受けないサラリーマン(厚生年金等)に加入している人)については、その人の前年(1月から5月までの手当については前々年)の所得が一定額未満の場合に限って特例給付(児童手当と同額)が支給されます。

◆請求の方法

児童手当(特例給付)の支給を受けようとする場合には、児童手当認定請求書を住所地の市町村(公務員の場合は勤務先)の窓口へ提出する必要があります。

児童手当の支給は、認定請求の翌月分からとなりますので、早めに請求をしないと、支給資格があっても受けられない場合があります。

◆現在受給されている方へ

次の場合、必ず届け出をしてください。
○転出、転居など住所が変わったとき。
○受給者、または児童の氏名が変わったとき。
○出生、死亡などで養育している児童数が変わったとき。

○特例給付の受給者が会社を退職したとき。
※お問い合わせは
福祉事務所児童福祉係
☎2111内線114

(表1) 児童の年齢についての経過措置

第1子	平成3年1月2日以後に生まれた児童	3歳の誕生日の属する月分まで支給
第2子以降	昭和62年1月1日 ～昭和62年12月31日生まれの児童	5歳の誕生日の属する月分まで支給
	昭和63年1月1日 ～昭和63年12月31日生まれの児童	平成4年12月分まで支給
	平成元年1月1日 ～平成元年12月31日生まれの児童	4歳の誕生日の属する月分まで支給
	平成2年1月1日 ～平成2年12月31日生まれの児童	平成5年12月分まで支給
	平成3年1月1日以後に生まれた児童	3歳の誕生日の属する月分まで支給

老齢福祉年金証書をお返しします。

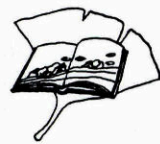
国民年金老齢福祉年金証書を9月に提出していただきましたが、所定の事務処理が終わりましたので、次の日程により証書をお返しします。

なお、当日は印鑑(年金を受けとる印)を必ずご持参ください。

日 程 表

月日	時 間	場 所	対 象 区
10月13日(火)	9:30~11:30	通公民館	通地区
	13:30~15:30	仙崎公民館	仙崎地区
10月14日(水)	9:30~11:30	俵山公民館	俵山地区
	13:30~14:30	湯本郵便局	湯本・門前・三ノ瀬
	15:00~16:00	大畑小学校	渋木・真木地区
10月15日(木)	8:30~17:00	市役所 国民年金係	西深川地区・河原 小河内・大河内・殿台
10月16日(金)	8:30~17:00	〃	東深川地区及び 所定の日に来られ なかった人

※お問い合わせは 国民年金係 ☎内線143



市職員 人事異動

お世話になりました
退職 (8月31日)

松尾 美恵子(長寿園)

よろしく申し上げます

新規採用(9月1日)

明賀 美智子(長寿園)

長門地区広域行政事務組合 消防吏員採用試験

◆職種・採用人員

消防吏員 3名程度

◆受験資格

・昭和44年4月2日から、昭和50年4月1日までに生れた男子。
・採用後は長門市又は大津郡各町に居住できること。

◆試験会場

長門地区消防本部

◆受験手続

採用試験申込書は、長門地区消防本部、長門地区消防署西部出張所、大津郡の各役場総務課に請求下さい。

◆申込み受付期間

平成4年10月1日から
平成4年10月25日まで

◆試験方法など問い合わせ

長門地区消防本部総務課
☎(08372)213111